

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップのための コミュニケーション戦略

概要

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップは、渡り性水鳥の保全および東アジア・オーストラリア地域フライウェイ上にある渡り性水鳥の湿地生息地の持続的な利用のための国際協力の枠組みを提供します。

本パートナーシップは、フライウェイ上の渡り性水鳥生息地の持続可能な管理と保全のための能力育成を支援しつつ、知識を拡充し渡り性水鳥についての意識向上を目指す一連の活動はもとより、(国際的に重要な生息地を対象とする)「水鳥生息地ネットワーク」の発展を支援するものです。

本コミュニケーション戦略の目的は、パートナーシップ内のコミュニケーションを促進することによって、ネットワーク参加地の利害関係者やより広い地域社会にパートナーシップの特徴を紹介し、そして最終的には、フライウェイ全域の協力活動によって渡り性水鳥の保全状態とその生息地の改善を確実なものにすることです。

成果

2011年末までに、本フライウェイ・パートナーシップを通じて達成すべき主な成果は以下の通りです。

- 水鳥生息地ネットワークへの応募状況に基づいて、優先度が最も高い候補地のためのコミュニケーション計画を策定する。
- ブランド意識を向上させることによって、フライウェイ・パートナーシップが渡り性水鳥とそのフライウェイ上の生息地を保護するための中心的なパートナーシップとして認識される。
- 水鳥ネットワーク生息地管理者が利用可能な情報やリソースを備えた中心的連絡窓口となる。

提供するもの

内部

- (事務局とワーキンググループが作成した)実施戦略、コミュニケーション戦略、年間活動計画、報告書を以下に配布する。
 - 推薦されたパートナーの代表(および各々の政府または組織)
 - 選出された諮問グループ議長およびそのメンバー

外部

- 以下に向けてフライウェイ・パートナーシップの利点を広報宣伝することによりパートナーを募る。
 - フライウェイ上にあるパートナーシップ未参加国の主要政府高官
 - フライウェイ上にあるパートナーシップ未参加の国際NGOの主要連絡担当者
- パートナーシップの成果達成のために参加国の国内パートナーシップを促進する。

対象者

内部	
パートナー	政府: 中華人民共和国、オーストラリア連邦、大韓民国、インドネシア共和国、日本、タイ王国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、

	ロシア連邦、アメリカ合衆国
	国際NGO: バードライフ・アジア、国際湿地保全連合、WWF
作業部会	広報・教育・普及啓発(CEPA)、Livelihood
外部	
政府 (パートナーシップ未参加の フライウェイ上の国)	一次: マレーシア、モンゴル国、 二次: ラオス人民民主共和国、ミャンマー連邦、ニュージーランド、パ プアニューギニア独立国、東ティモール民主共和国、ベトナム社会 主義共和国、バングラデシュ人民共和国、ブルネイ・ダルサラーム 国、カンボジア王国
国際機関およびNGO(パー トナーシップ未参加のフライ ウェイ上にある)	国連機関 アジア開発銀行 開発NGO(Oxfamなど)
国内NGO (国内パートナーシップを支 援する)	湿地センター バーズ・オーストラリア
民間機関	後援者(HSBC、トヨタ、シェルなど)
学校	姉妹校プログラム

主要メッセージ

外部向け

- ・ フライウェイ上の渡り性水鳥の20%が地球規模でに危機にさらされている。
- ・ 渡り性水鳥への主な危機には、生息地の消失や劣化、捕食動物の出現、侵入植物、気候変動、人間による攪乱(ネットワーク参加地の地域住民の生活水準および意識が低い場合を含む)などがある。
- ・ フライウェイ・パートナーシップは、渡り性水鳥、その生息地、渡り性水鳥に生活を依存する住民の生計の保護のために設立され、現在19のパートナー(10カ国、2政府間機関、7NGO)が参加している。
- ・ フライウェイ・パートナーシップに参加することにより、湿地および水鳥専門家のネットワークを利用して、渡り性水鳥にとって国際的に重要な生息地を管理する上での助言を得ることができる。また、社会経済学専門家からは村落開発問題について助言を得ることができる。

機会

- ・ 19のパートナーおよびそのリソース、ネットワーク、専門知識を利用することが可能
- ・ この種のパートナーシップでは初めてのもの
- ・ 環境、社会・経済開発を連携させた種類のパートナーシップでは唯一のパートナーシップのひとつ

課題

明確に実行可能かつ確実に伝達する権限

内部

- ・ ブランド化--- 文書や主要メッセージをパートナー間で徹底して統一する手順
- ・ プロセス--- パートナーから文書に対する追加情報や承認を得るために割り当てた手順と時間

- 説明責任--- ワーキンググループおよびパートナーシップ内での承認署名者を1名(または2名)決定する。
- 情報管理--- 情報管理のための手順と連絡担当者

外部

- 政府および国際NGO内の主要連絡担当者を決定する。
- 言語--- 主要メッセージの一貫した伝達。情報伝達と研修は現地語で実施。
- 資金--- コミュニケーションプラン実施のための予算

推奨

内部

- ブランドのガイドライン--- ログと文書書式の作成(公式文書テンプレート、報道機関用発表、パワーポイントを使用したプレゼンテーション、実施戦略、コミュニケーション戦略、作業計画、報告書など)。
- 手順のガイドライン--- 文書作成プロセス
- 権限及び代表のガイドライン --- 文書(実施戦略、コミュニケーション戦略、年間活動計画、報道機関用発表、書簡など)の承認署名および情報管理の責任者として1名(または2名)を推薦する。

外部

- パートナーやネットワークに相談して(パートナーシップに未参加の)国の政府機関および国際NGO内での適切な連絡担当者を決定する。機会がある場合には、パートナーに政府やNGOの主要連絡担当者との会合を持つ手助けをしてもらう。
- 主要メッセージが一貫するよう徹底する。
- 情報伝達と研修は現地語で行われるように徹底する。
- コミュニケーションプランの実施にかかる資金調達のため、後援者に提案する。

仕組み

内部

- パートナーとワーキンググループの対面会議
- フライウェイ・パートナーシップのホームページ(文書管理のためのイントラネット設備も併設)
- (パートナーと作業部会による)年次報告
- 事務局による定期的更新

外部

- フライウェイ・パートナーシップのホームページ
- 政府やNGOの主要連絡担当者への案内状
- 政府やNGOの主要連絡担当者との会議
- フライウェイ全域の状態、渡り性水鳥個体数とその生息地の傾向の情報を含む報告またはオンライン・データベース
- 国内およびフライウェイ全域の情報と研修パッケージ

実施スケジュール(資金拠出があった時点から開始)

活動	コミュニケーションプラン承認後の月数								主要担当者
	1	2	3	4	5	6	7	8	
フライウェイ・パートナーシップの促進									
政府、主要NGO内の連絡担当者決定	Y	Y	Y						
案内状送付			Y	Y	Y				
政府やNGOの主要連絡担当者との会議						Y	Y	Y	
パートナーシップのホームページ(1)									
内容(2)と言語(3)を決定	*								
ホームページ作成を業者に発注	Y	Y							
ホームページ第一原案作成、校正			Y						
業者が第一原案を改訂				Y					
ホームページ第二原案作成、校正				Y					
業者が第二原案を改訂					Y				
ホームページ公開、運営						Y			
パートナーシップ会報									
編集チーム結成、編集作業開始	Y								
ブランド化									
ブランド化のガイドライン策定(4)	Y								

- (1) これは、拠出資金により変更されることがある。
- (2) これには、イントラネット設備、ニュース、報告、情報源、情報の最新記事および過去記事を含む。(オンライン討議グループ、パートナーシップ会員や諮問グループ議長など主要担当者の詳細連絡先、ネットワーク参加地の詳細など。)
- (3) コミュニケーション言語(単一または複数)を確認する必要がある。ホームページ記事の現地語への翻訳ボランティアを確保する必要がある。
- (4) ロゴ、レターヘッド書式などを含む。